第９９号議案

中野区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和８年１１月２６日

提出者　中野区長　　酒　　井　　直　　人

（提案理由）

多機能端末機による納税証明書の交付の終了に伴い規定を整備する必要がある。

中野区事務手数料条例の一部を改正する条例

中野区事務手数料条例（昭和３３年中野区条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表第１の１の項中「、課税証明書又は納税証明書」を「又は課税証明書」に改める。

附　則

この条例は、令和８年１２月２９日から施行する。